

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 高山八寿会

社会福祉法人高山八寿会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高山八寿会（以下「法人」という。）定款第8条第1項及び第2項、第22条第1項及び第2項の規定に基づき、この法人の評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、法人の定款第16条第1項に定める理事及び監事をいい、法人の定款第5条に定める評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、評議員会で選任された役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤の役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいい、理事長を含む。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与及びその他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用弁償とは、職務の執行に伴い発生する旅費（日当、宿泊費を含む。）、交通費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、職員紹介手当及び退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、職員紹介手当及び退職慰労金
- (3) 評議員 報酬、職員紹介手当及び退職慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 前条第3号に定める評議員の報酬等の額は、別表1のとおりとする。

- 2 前項に規定する役員等の職員紹介手当は、法人が求める人材の採用に至る推薦紹介があった場合に、その推薦紹介を行った役員等に支給することができ、その額及び支給方法等は、別で定める法人の職員紹介手当支給要綱によるものとする。

(費用弁償)

第5条 第3条第1項各号に規定した役員等が、その職務を行うに要する費用弁償は、別表第2のとおりとする。

- 2 費用弁償の支給方法については、別で定める法人の旅費支給規程又は法人の給与規程の例による。

(法人職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の報酬等及び費用弁償の支給は、別表第3のとおりとする。

(報酬等の支給日・方法)

第7条 第3条第1項第2号及び第3号に規定した非常勤の役員等の報酬等の支給日・方法は、法人の臨時職員就業規則の例による。

- 2 第3条第1項第1号に規定した常勤の役員の報酬等の支給日・方法は、法人の給与規程の例による。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 (平成29年6月20日評議員会第14号議案)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 報酬及び費用弁償支給規程(平成16年12月1日制定)は廃止する。

附 則 (令和2年3月28日評議員会第15号議案)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月28日評議員会第15号議案)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月19日評議員会第15号議案)

この規程は、令和5年6月19日から施行する。

附 則 (令和6年6月14日評議員会第2号議案)

この規程は、令和6年6月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1

区 分		報 酬 等 の 額
非常勤の理事長	月 額	100, 000円
常勤の役員	月 額	250, 000円
非常勤の役員	日 額	15, 000円(理事会等に出席した場合の報酬)
評 議 員	日 額	15, 000円(評議員会等に出席した場合の報酬)
役 員 等	退職慰労金	社会福祉法人高山八寿会慶弔内規に定めるとおり
	職員紹介手当	社会福祉法人高山八寿会職員紹介手当支給要綱に定めるとおり

別表第2

区 分	費 用 弁 償
非常勤の役員等	1 旅費については、社会福祉法人高山八寿会旅費支給規程第4条に基づき支給する。 日 当(1日につき) 3, 000円 宿泊料(1夜につき) 甲地方 14, 800円 乙地方 13, 300円 2 理事会、評議員会等への出席の場合の交通費。 路程に応じ、1キロメートルにつき37円を支給する。
常勤の役員	1 通勤費については、社会福祉法人高山八寿会給与規程第14条に基づき支給する。 2 旅費については、社会福祉法人高山八寿会旅費支給規程第4条に基づき支給する。

別表第3

法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の報酬等及び費用弁償は、支給しないものとする。

